

## 裁 決 書

審査請求人 X

処 分 庁 葛飾区長

審査請求人が令和4年4月14日付けで提起した処分庁による利用者負担額（保育料）変更処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査請求を却下する。

### 事案の概要

- 処分庁は令和3年12月1日に、審査請求人の妻A（以下「審査請求人妻」という。）に対し、令和3年4月から令和4年3月までの利用者負担額（保育料）について変更決定し、「利用者負担額（保育料）通知書（変更）」（令和3年12月1日付け3葛子保第357号。以下「本件処分」という。）により通知した。
- 審査請求人は、令和3年9月から同年11月までの利用者負担額（保育料）が減額されないことを不服とし、令和4年4月14日に審査請求（以下「本件審査請求」という。）を提起した。

### 審理関係人の主張の要旨

## 審査請求人の主張

令和3年9月から11月までの分の利用者負担額（保育料）（各月48,900円）は、収入に見合わない。同年12月以降の18,300円が妥当である。

## 理 由

### 1 審査請求に係る法令等の規定について

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第18条第1項においては、処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができないこと、ただし、正当な理由があるときは、この限りでないことについて規定している。
- (2) 同項に規定する「処分があったことを知った日」とは、当事者が書類の交付、口頭の告知その他の方法により処分等の存在を現実を知った日を指し、抽象的に知り得た日を意味するものではないが、処分を記載した書類が当事者の住所に送達される等により社会通念上処分があったことを当事者の知り得べき状態に置かれたときは、反証のない限り、その処分があったことを知ったものと推定される（最高裁判所昭和27年11月20日第一小法廷判決）。
- (3) また、同項ただし書が審査請求期間の例外として規定する「正当な理由」とは、審査請求期間について教示がされず、又は誤って長期の申立期間が教示され、当事者が他の方法でも申立期間を知ることができなかつたような場合や、天災その他審査請求をしなかつたことについてやむを得ない理由がある場合であると解する。

### 2 本件審査請求について

- (1) 法第18条第1項本文について

審査請求人は審査請求書において、「処分について知った日」を令和4年1月15日としているが、処分庁は、本件処分については令和3年12月1日に通知をしており、本件処分の通知書について、処分庁に返還された事実は認められない。

そして、郵便法（昭和22年法律第165号）第70条第3項第4号及び郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）第32条第4項の規定によれば、郵便物は、発送日から日

曜祝日等を除く4日以内に送達するものとされている。

そうすると、本件処分の通知書は令和3年12月7日までには送達され、本件処分があったことが審査請求人妻の知り得るべき状態に置かれたことにより、本件処分があったことを知ったものと推定される。

これに対し、本件審査請求は、審査請求人から令和4年4月14日になされていることから、本件審査請求が審査請求期間経過後になされたものであることは明らかであり、また、上記推定を覆すに足る反証がなされているとは認められない。

## (2) 法第18条第1項ただし書について

上記のとおり令和3年12月7日頃に審査請求人に送達されたものと認められる本件処分の通知書には、決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査庁に対して審査請求をすることができる旨と、正当な理由があるときは、同期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある旨の教示が記されている。したがって、審査請求期間についての処分庁の教示に誤りがあったことは認められない。

また、審査請求人は、処分を知った日が令和4年1月15日となった理由は、「本件通知書が審査請求人宛てであれば処分の内容をすぐ確認できたと思われる」と主張する。しかし、そのことが法定の審査請求期間の経過後に本件審査請求を提起したことについてやむを得ない理由があったことを伺わせる事情はない。

したがって、法が規定する「正当な理由」があるとは認められない。

## 3 結論

以上のとおり、本件審査請求は、審査請求期間を経過した後になされた不適法なものであって、補正をすることができないことが明らかであることから、法第24条第2項及び第45条第1項の規定により、審理手続を経ずに主文のとおり裁決する。

令和4年5月19日

審査庁 葛飾区長 青木 克徳

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。